

改正

平成19年2月28日企業管理規程第2号

平成22年1月6日企業管理規程第1号

平成24年12月20日企業管理規程第6号

平成25年9月19日企業管理規程第9号

平成27年11月11日企業管理規程第3号

平成29年12月28日企業管理規程第6号

平成31年4月1日企業管理規程第4号

令和3年12月27日企業管理規程第4号

令和4年5月12日企業管理規程第8号

令和5年9月19日企業管理規程第5号

蓮田市水道事業給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、蓮田市水道事業給水条例（平成10年蓮田市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(標識)

第2条 条例第6条に規定する標識は、様式第1号とする。

(給水装置の新設等の申込み)

第3条 条例第7条の規定による給水装置の新設等の申込みは、様式第2号とする。

(工事施行等)

第4条 条例第9条第1項及び第2項の規定により給水装置工事を施行するときに用いる様式は、次のとおりとする。

(1) 蓮田市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が施行する場合

給水装置工事の設計の申込み 様式第2号

(2) 指定給水装置工事事業者が施行する場合

給水装置工事の設計審査の申込み 様式第2号

給水装置工事のしゅん工の届出 様式第3号

2 条例第9条第3項の規定による当該工事に関する利害関係人の同意書等は、様式第2号を適用する。

第5条 削除

(給水契約の申込み)

第6条 条例第15条の規定による給水契約の申込みは、様式第5号とする。

(給水装置の所有者の代理人)

第7条 条例第16条の規定により代理人を選定したとき又は代理人に変更があったときは、様式第6号により届け出なければならない。

(管理人の選定)

第8条 条例第17条の規定により管理人を選定したときは、様式第7号により届け出なければならない。

(メーターの設置)

第9条 メーターは、条例第4条に定める給水装置の種類及び条例第5条に定める専用給水装置の用途区分ごとに設置する。ただし、消火栓その他でメーターの設置を要しないものについては、この限りでない。

(メーターの保管)

第10条 水道使用者等は、メーターの検針又は修繕等に支障を与えてはならない。また、メーターに障害を与え、又は検針が著しく困難であるときは、管理者はその位置を変更させることができる。この場合に要する費用は、給水装置の所有者の負担とする。

(水道の使用中止、変更等の申請及び届出)

第11条 条例第20条第1項の規定による申請の様式は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用をやめるとき 様式第8号
- (2) 用途を変更するとき 様式第9号
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 様式第10号

2 条例第20条第2項の規定による届出の様式は、次のとおりとする。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき 様式第11号
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき 様式第12号
- (3) 消防用として水道を使用したとき 様式第13号
- (4) 管理人に変更があったとき 様式第14号

(給水装置及び水質の検査)

第12条 条例第23条の規定により、給水装置の機能又は供給する水の水質の検査を受けようとするときは、様式第15号により申し込まなければならない。

(メーターの検針)

第13条 メーターを検針したときは、その都度様式第16号の1又は様式第16号の2による検針の票に使用水量を記入して使用者に通知する。この場合、異状その他により使用水量が明示できないときは、使用者にこの旨を告げ適当な措置を講じなければならない。

(使用水量の認定)

第14条 条例第28条の規定による使用水量の認定は、前4か月間の使用水量その他の事実を考慮して決定する。

(代用メーター取付け時の使用料)

第15条 メーターを修理又は試験等のため取り外した場合において、その代用として臨時に口径の異なるメーターを取り付けてもメーター使用料は、増減しない。取り付けない場合においても、また同様とする。

(料金等の徴収)

第16条 条例第25条、第26条及び第32条に規定する料金等の徴収をするときの様式は、次のとおりとする。

(1) 条例第25条の料金及び条例第32条の臨時給水の場合の概算料金 蓮田市水道事業及び下水道事業会計規程(昭和42年蓮田市企業管理規程第5号。次号において「規程」という。)第102条第10号から第12号までの通知書

(2) 条例第26条の給水加入金 規程第102条第10号の通知書

(身分証票)

第17条 料金等の収納、メーター検針、給水装置の工事又は検査に従事する係員は、その身分を明らかにするため様式第17号による蓮田市上下水道部水道課係員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年2月28日企管規程第2号)

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成22年1月6日企管規程第1号)

1 この規程は、平成22年2月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、平成22年4月30日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成24年12月20日企管規程第6号）

この規程は、平成25年1月4日から施行する。ただし、様式第17号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月19日企管規程第9号）

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、平成26年3月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則（平成27年11月11日企管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月28日企管規程第6号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日企管規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月27日企管規程第4号）

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年5月12日企管規程第8号）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日企管規程第5号）

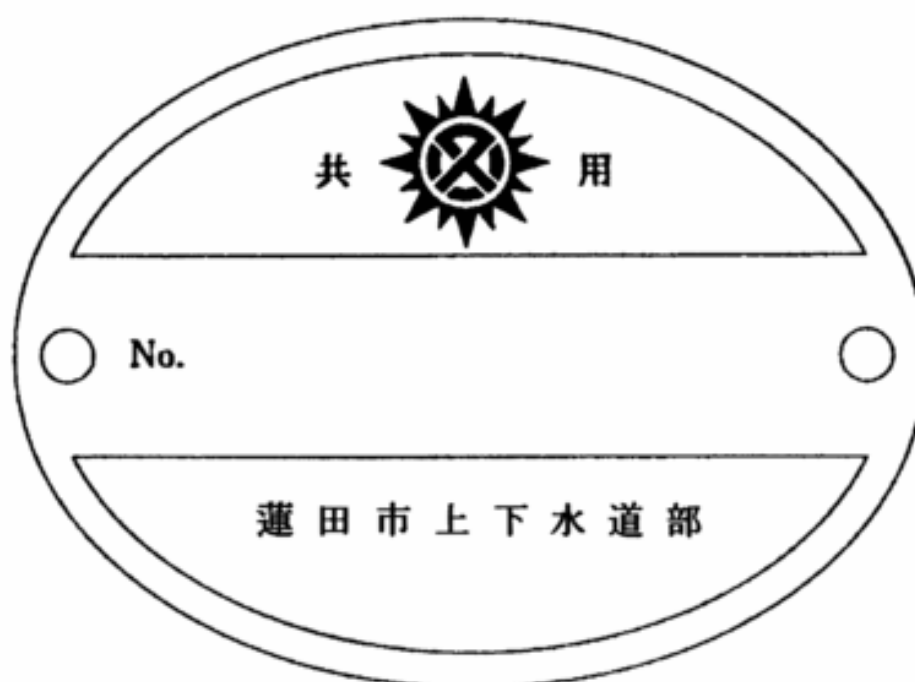
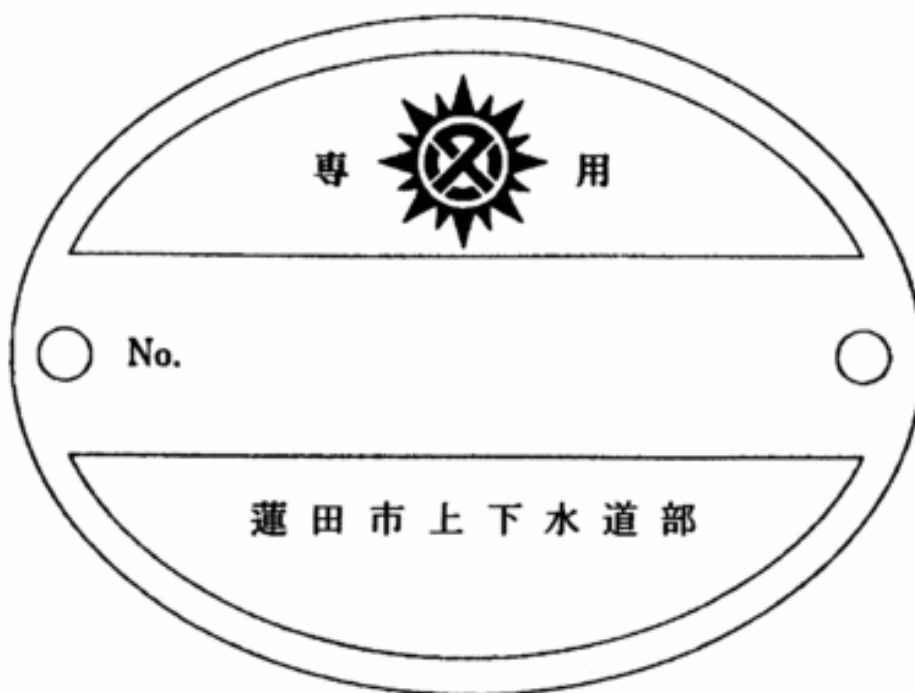
- 1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

標 識

縦 38ミリメートル

横 50ミリメートル



様式第2号（第3条、第4条関係）

給水装置の新設等申込み兼設計審査申請書

水栓 番号	第	号
----------	---	---

次のとおり給水装置の新設等申込及び設計審査申請をしたいので、蓮田市水道事業給水条例第7条及び第9条第2項並びに蓮田市水道事業指定給水装置工事事業者規程第14条の規定により申し込みます。

蓮田市水道事業 蓮田市長 宛て 年 月 日

受	付	年 月 日 第 一 号				
工 事 場 所	蓮田市					
工 事 の 種 別	☐ 新設 ☐ 改造 ☐ 撤去 ☐ その他					
給 水 装 置 の 種 類	☐ 専用 ☐ 共用 ☐ 私設消火栓					
用 途 区 分	☐ 一般 ☐ 営業 ☐ 学校 ☐ 官公署 ☐ 工場その他大口					
申 込 者	住所 氏名 連絡先 - -					
委 任 状	委 任 者	氏名				
	委 任 事 項	給水装置工事の申込み、施行、完了検査、手数料、加入金の納付等に関する一切を下記代理人に委任する。				
	代 理 人	住所 氏名 連絡先 - -				
利 害 関 係 者 の 承 諾 書	土 地 所 有 者	所在地				
		住所 氏名 ①				
	建 物 所 有 者	所在地				
		住所 氏名 ①				
	支分 引用 を受ける 場合	水 栓 番 号	第 号から分岐			
		給水装置の所有者	住所 氏名 ①			
給水装置の使用者		住所 氏名 ①				
設 計 年 月 日	年 月 日	承 認 年 月 日	年 月 日			
メ タ ー	取 付 口 径	mm No.		既 存 口 径	mm No.	
建 築 確 認	年 月 日 第 号					
取出管状況	取 出 し 場 所 管 種 ・ 口 径 ・ 状 況	☐ 国道 ☐ 県道 ☐ 市道 ☐ 私道 ☐ 私用地（宅地内） ☐ その他（ ）				
		配 水 管	mm	取 出 管	mm	☐ 新規取出 ☐ 取出替 ☐ その他（ ）
道路占用許可年月日及び番号		年 月 日 第 号				
給 水 加 入 金		mm ・ mmから mm		納入年月日	・ ・	
手 数 料	設 計 審 査	円		納入年月日	・ ・	
	竣 工 検 査	円		納入年月日	・ ・	

案 内 図	摘 要
平面図／立面図	

水栓 番号	第	号
----------	---	---

次のとおり給水装置工事が完了したので、蓮田市水道事業給水条例第9条第2項及び蓮田市水道事業指定給水装置工事事業者規程第15条の規定により工事検査を申請します。

[illegible]

立面図（取り出し部分／宅内）

様式第4号 削除

様式第5号（第6条関係）

水道使用申込み書

給水装置の所在地			
使用者	ふりがな		
	氏名		
	住所		
	電話番号	自宅 ()	携帯 ()
申込み者（使用者と異なる場合に記入）	ふりがな		
	氏名		
	住所		
	電話番号	自宅 ()	携帯 ()
使用開始年月日	年 月 日		

上記のとおり水道の使用を申し込みます。

年 月 日

蓮田市水道事業 蓮田市長 様

様式第6号（第7条関係）

代理人 届

給水装置の所在地	蓮田市 番地		
給水装置の種類及び番号	専用・共用・消火 第 号	通知番号	第 号
代理人	新	住所	
		ふりがな氏名	
	旧	住所	
		ふりがな氏名	

蓮田市水道事業給水条例に定める事項を処理させるため上記のとおり代理人をお届けいたします。

年 月 日

給水装置の所有者 住所
(ふりがな)
氏 名

蓮田市水道事業 蓮田市長 様

※注意 代理人は給水区域内に居住し独立の生活を営む者に限ります。

様式第 7 号（第 8 条関係）

管 理 人 届

給 水 装 置 の 所 在 地		蓮田市		
給水装置の種類及び番号		専用・共用・消火 第 号	通知番号	第 号
管 理 人	住 所			
	ふ り が な 氏 名			

収 受	
	第 号

受	
付	
係	
長	
課	
長	

蓮田市水道事業給水条例に定める事項を処理させるため上記のとおり管理人を選定したのでお届けいたします。
年 月 日

住 所
給水装置の所有者
(ふりがな)
氏 名

蓮田市水道事業 蓮田市長 様

様式第 8 号（第11条関係）

水道使用 中止 申請書

給水装置の所在地		
使用者	ふ り が な	
	氏 名	
	現 住 所	
	転 出 先	
	電 話 番 号	自宅 () 携帯 ()
申請者（使用者と異なる場合に記入）	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	自宅 () 携帯 ()
使用中止年月日	年 月 日	

上記のとおり水道の使用を中止したいので申請します。

年 月 日

蓮田市水道事業 蓮田市長 様

様式第9号（第11条関係）

給水装置用途変更申請書

給水装置の所在地	蓮田市 番地		
給水装置の種類及び番号	専用・共用・消火 第 号	通知番号	第 号
用途変更	変更前 変更後		
用途変更月日	年 月 日		
用途変更の事由			

上記のとおり給水装置の用途を変更したいので申請します。

年 月 日

蓮田市水道事業 蓮田市長

様

住 所
使用者 (ふりがな)
氏 名

様式第10号（第11条関係）

私設消火栓使用申請書

使用の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで
給水装置の所在地	蓮田市 番地先
給水装置の種類及び番号	第 号
使用の目的及び種類	
使用水量	

上記のとおり、私設消火栓を使用したいのでご了承願いたく申請いたします。

年 月 日
蓮田市水道事業 蓮田市長

様

住 所
使用者 (ふりがな)
氏 名

様式第11号（第11条関係）

水道使用者変更届

給水装置の所在地	蓮田市				
給水装置の種別及び番号	専用、共用 第 号				
整理番号					
用途区分	1 一般用 2 営業用 3 学校用 4 官公署用 5 工場その他大口用 6 共用				
変更年月日			事由	売買 譲渡 移転 その他	
旧 使用者	住所			ふりがな 氏 名	
新 使用者	住所			ふりがな 氏 名	
上記のとおり水道の使用者を変更したいのでお届けいたします。 年 月 日 蓮田市水道事業 蓮田市長 様 住 所 使用者 (ふりがな) 氏 名					

様式第12号（第11条関係）

給水装置所有者変更届

給水装置の所在地	蓮田市				
給水装置の種別及び番号	専用、共用 第 号				
整理番号					
用途区分	1 一般用 2 営業用 3 学校用 4 官公署用 5 工場その他大口用 6 共用				
変更年月日			事由	売買 譲渡 移転 その他	
旧 所有者	住所			ふりがな 氏 名	
新 所有者	住所			ふりがな 氏 名	
上記のとおり給水装置の所有者を変更したいのでお届けいたします。 年 月 日 蓮田市水道事業 蓮田市長 様 住 所 所有者 (ふりがな) 氏 名					

様式第13号（第11条関係）

消 火 栓 火 災 予 防 使 用 届

使 用 の 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分 分から 分まで
給 水 装 置 の 所 在 地	蓮田市 番地先
給 水 装 置 の 種 類 及 び 番 号	消火栓 第 号
使 用 の 目 的 及 び 種 類	
使 用 水 量	1

上記のとおり火災消防のため使用したのでお届けします。

年 月 日
蓮田市水道事業 蓮田市長 様

住 所
使用者 (ふりがな)
氏 名

様式第14号（第11条関係）

管 理 人 変 更 届

給 水 装 置 の 所 在 地	蓮田市 番地		
給 水 装 置 の 種 類 及 び 番 号	専用・共用・消火 第 号 通知番号 第 号		
管 理 人	新	住 所	
		ふ り が な 氏 名	
	旧	住 所	
		ふ り が な 氏 名	

蓮田市水道事業給水条例に定める事項を処理させるため上記のとおり管理人の変更をお届けいたします。

年 月 日

給水装置の所有者 住 所
(ふりがな)
氏 名

蓮田市水道事業 蓮田市長 様

給水装置
水 質 検査申込書

給水装置の所在地	蓮田市 番地		
給 水 装 置 の 種 類 及 び 番 号	専用 共用 消火 第 号	通知 番号	第 号
検 査 の 事 由			

上記の検査を願いたく申込みいたします。
年 月 日

住 所 _____

給水装置の所有者
又 は 使 用 者 (ふりがな)
氏 名 _____

蓮田市水道事業 蓮田市長 様

様式第16号の1（第13条関係）

お問い合わせはお客様番号で

使用水量等のお知らせ
インボイスとなりますので大切に保管ください

お 客 様 番 号

所在地
方 書
使用者

年 月 分
月 日～ 月 日

口 径
メ ー タ ー 番 号
給 水 番 号

ご 使 用 期 間

今 回 指 針
前 回 指 針
旧メーター水量

請 求 予 定 金 額

円

使 用 水 量
下 水 道 使 用 量

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

振替予定日

年 月 日

(— —)

蓮田市水道事業 T9800020000403
蓮田市下水道事業 T1800020000402

検針日
年 月 日

検針員

水道料金・下水道使用料口座振替領収書

年 月 分

振替日 年 月 日

様

使 用 水 量	m ³
振 替 金 額	円

上記金額を領収いたしました。

蓮田市水道事業
蓮田市長

お問い合わせ先
蓮田市上下水道部水道課
電話 048—768—1111（代）

様式第16号の2（第13条関係）

お問い合わせはお客様番号で

使用水量等のお知らせ
インボイスとなりますので大切に保管ください

お 客 様 番 号

所在地
方 書
使用者

年 月 分
月 日～ 月 日

口 径
メ ー タ ー 番 号
給 水 番 号

ご 使 用 期 間

今 回 指 針
前 回 指 針
旧メーター水量

請 求 予 定 金 額

円

使 用 水 量
下 水 道 使 用 量

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

(— —)

蓮田市水道事業 T9800020000403
蓮田市下水道事業 T1800020000402

検針日
年 月 日

検針員

上下水道料金のお支払いは便利な
口座振替をおすすめします

※申し込み方法
使用水量等のお知らせと預金通帳及び通帳届出印をご持参のうえ金融機関又は上下水道部水道課窓口までお申し込みください。

※振替日
検針月の翌月の5日及び20日（金融機関休業日の場合は翌営業日）になります。
なお、20日は5日に残高不足などで振替えできなかった場合のみです。

お問い合わせ先
蓮田市上下水道部水道課
電話 048—768—1111（代）

様式第17号（第17条関係）

第	号	蓮田市上下水道部水道課係員証	
写 真 貼 付	事 務 所 所 在 地	埼玉県蓮田市大字閏戸 8 8 番地	
	事 務 所 名	蓮田市上下水道部	
	職 名		
	氏 名		
	生 年 月 日		
年 月 日交付			
蓮田市水道事業 蓮田市長		印	
蓮田市水道事業給水条例施行規程（抜すい）			
第 1 7 条 料金等の収納、メーター検針、給水装置の工事又は検査に従事する係員は、その身分を明らかにするため様式第 1 7 号による蓮田市上下水道部水道課係員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。			
※ この係員証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。			
※ この係員証の有効期間は、発行の日から 3 年間とする。			